

# 指定居宅介護支援、指定介護予防支援

## 重要事項説明書

指定居宅介護支援、指定介護予防支援（以下 支援事業）の提供開始にあたり、秋田市指定居宅支援等の事業の人員、設備、および運営に関する基準を定める条例第 78 条において準用する第 8 条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名	特定非営利活動法人きらら
所在地	秋田県秋田市大町 2 丁目 5-1
代表者名	鈴木 嘉彦
電話番号	018-895-7272

### 2. 事業所概要

事業所名	NPOきらら居宅介護支援事業所
指定番号	秋田市指定 0570126078
所在地	秋田県秋田市大町 1 丁目 5-9 アペックスシティ朝日プラザ 秋田中央 101
電話番号	080-3565-2523

### 3. 事業の目的と運営方針

#### 【事業の目的】

居宅において、自立した自分らしい生活を送るために介護（身体介護・生活支援）が必要な利用者に対して、適切な支援事業を行うことを目的とします。

#### 【運営の方針】

- (1) NPOきらら居宅介護支援事業所（以下、本事業所という）の介護支援専門員は、利用者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるように利用者の依頼を受けて居宅サービス計画、介護予防サービス計画（以下 サービス計画書）を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供がされるようサービス提供事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供ができるように努めます。
- (3) 本事業所は、必要なときに必要な支援事業が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

#### 4. 事業所の職員体制（令和6年4月1日現在）

当事業所の職員体制は以下のとおりです。

職種	常勤	非常勤	備考
管理者	1名	名	介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	3名	名	内1名管理者と兼務
事務員		1名	

#### 5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日（12月30日～1月3日を除く） 午前8時30分から午後5時30分
----------	---

#### 6. 営業地域

営業地域	秋田市全域
------	-------

\*この地域を超えて支援事業を行う場合は実施地域を超えた地点を起点として片道1kmにつき10円の交通費を徴収します。

#### 7. 支援事業の提供方法と内容

- (1) 利用者の相談を受ける場合は事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所で行います。
- (2) 利用者に必要な居宅サービス等を分析する課題分析を書式化されたアセスメント方式で行います。
- (3) 利用者に必要な支援事業（情報提供、実態把握、課題分析、原案作成、担当者会議、利用者訪問、サービス調整、モニタリング）を行います。
- (4) サービス担当者会議を事業所内その他適切な場所で開催します。
- (5) 利用者様のお宅に介護支援専門員が最低1月に1回訪問します。
- (6) 利用者及び家族は、利用開始時に伴い、複数の指定サービス事業者の紹介を求める事ができます。

#### 8. 利用料

○支援事業に関するサービス利用料金については基本的には利用者様の自己負担はありません。すべて保険給付（単位数×10円）。

##### ① 基本料金

介護予防支援費	要支援1,2	4420円
居宅介護支援費	要介護1	10860円
	要介護2	
	要介護3	
	要介護4	
	要介護5	
		14110円

②加算料金：下記の加算については各基準に適合した場合に算定します。

初回加算Ⅰ（新規に居宅サービスを作成した場合） （要介護状態区分が2段階以上変更となった場合）	3000円
--	-------

特定事業所加算Ⅰ	5190円
特定事業所加算Ⅱ	4210円
特定事業所加算Ⅲ	3230円
特定事業所加算A	1140円
特定事業所医療介護連携加算	1250円
入院時情報連携加算Ⅰ	2500円
入院時情報連携加算Ⅱ	2000円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4500円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6000円
通院時情報連携加算	500円
ターミナルケアマネジメント加算	4000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2000円

## 9. 緊急時等の対応の方法

- (1) 支援事業の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、訪問看護ステーション等に連絡します。サービス提供者からの連絡があった場合も迅速な対応を行います。
- (2) 支援事業の提供に基づき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

## 10. 事故処理

- (1) サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

## 11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

## 12. 高齢者虐待防止

本事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- (4) サービス提供事業者との密接な連携のもとに適切な措置を行います。

### 13. 苦情申し立て窓口

NPOきらら居宅介護支援事業所 管理者 長門 和弥	所在地 秋田市大町1丁目5-9 アペックスシティ朝日プラザ 秋田中央 101  080-3565-2523
秋田市介護保険課	018-888-5674
秋田県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情窓口	018-862-6864

### 14. お薬手帳の持参について

災害発生時等、円滑に薬情報を参照できるよう、避難時にはお薬手帳の持参をお願いいたします。

## 15. サービス事業所利用割合

ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、前期・後期6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、および、各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合の説明を行います。

対象期間（令和5年9月～令和6年2月）

- ① 作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

訪問介護 24.91%  
通所介護 41.75%  
福祉用具貸与 33.68%

- ② 期間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたサービスの割合。

訪問介護 きらら訪問介護事業所竿燈通り 78.87%  
ツクイ秋田川尻 12.7%  
訪問介護クオーレ 5.6%

通所介護 ケアセンターきらら・きらら通所介護事業所竿燈通り 53.8%  
さとみ温泉 りらくす倶楽部 10.1%  
レッツ倶楽部秋田八橋 他2事業所 5%

福祉用具貸与 きらら福祉用具事業所竿燈通り 47.9%  
株式会社かんきょう 14.6%  
バリアフリーアート 14.6%

説明日 令和 年 月 日 署名\_\_\_\_\_

